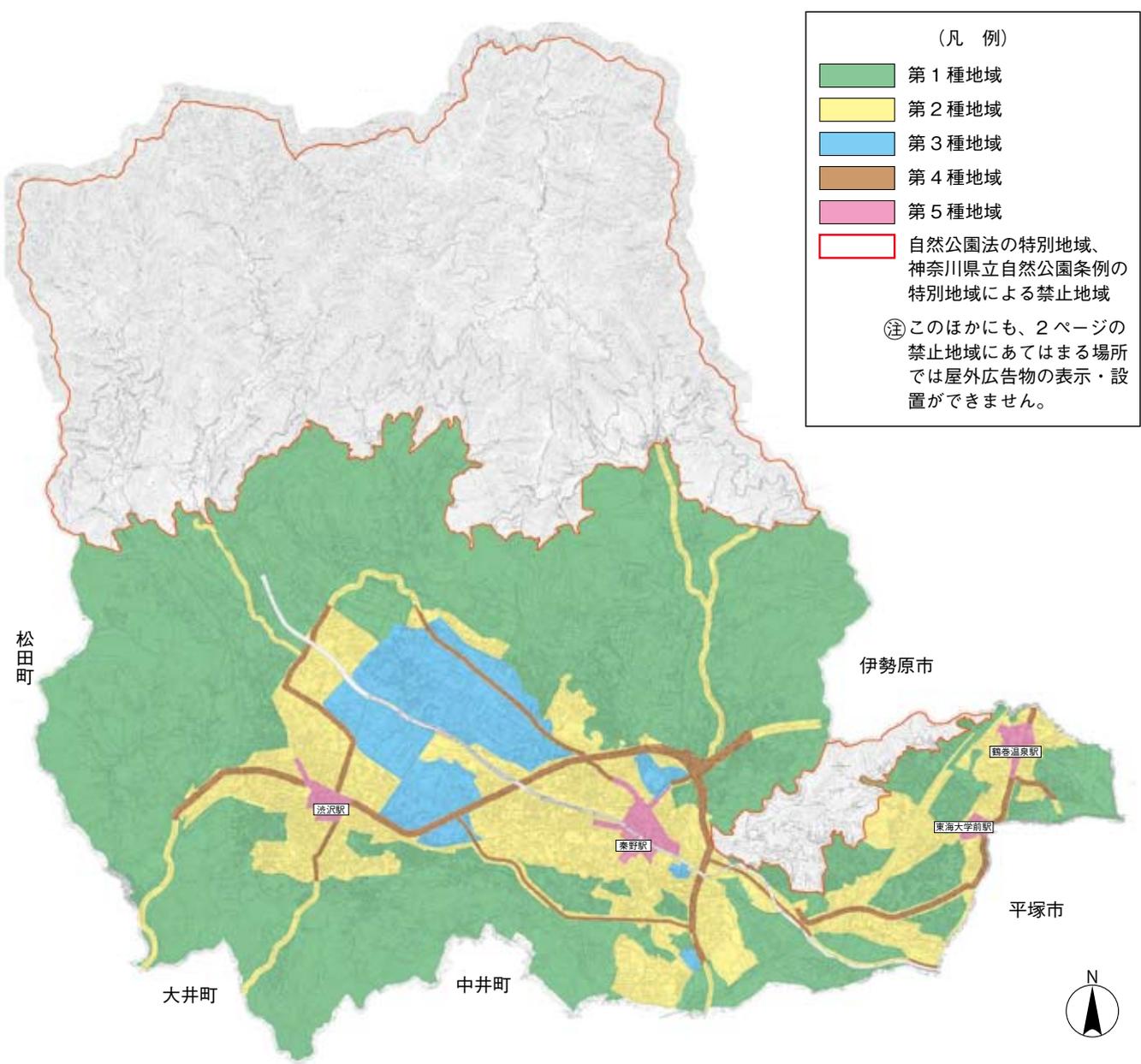


# 第3部 許可の基準

## ● 地域区分

秦野市屋外広告物条例では、5つの地域と1つの特定区域を設定し、一般的な広告塔や広告板、建築物の壁面を利用する広告物等は、それぞれの地域区分に応じた屋外広告物の表示・設置等に係る基準を定めています。

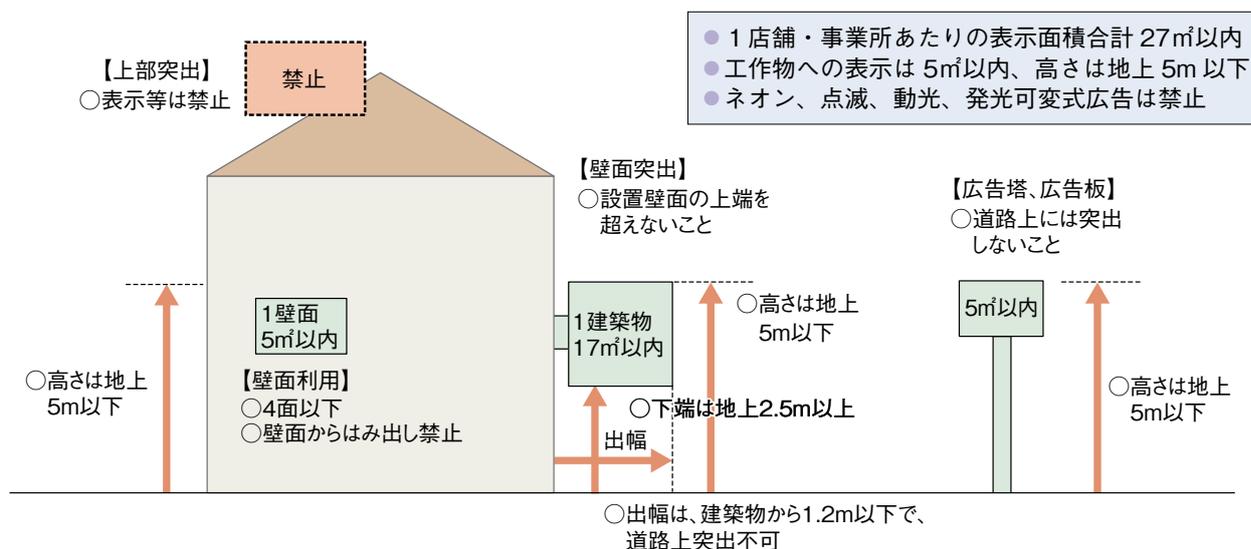
区 分	景観計画における屋外広告物の表示・設置に対する考え方（方針）	用途地域等 (■印の地域は、国道・県道の両外側30m以内にある地域を除く。)	該当ページ
第1種地域	良好な自然環境を保全するため、広告物の表示を抑制する地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市街化調整区域</li> <li>■第一種低層住居専用地域</li> <li>■第二種低層住居専用地域</li> </ul>	5 ページ
第2種地域	市民生活に最低限必要な広告物の表示を誘導し、過剰な広告物の表示を抑制する地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第一種中高層住居専用地域</li> <li>■第二種中高層住居専用地域</li> <li>■第一種住居地域</li> <li>■第二種住居地域</li> <li>□市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域のうち、国道・県道の両外側30m以内にある地域</li> </ul>	5 ページ
第3種地域	工業系の土地利用が行われる地域であり、広告物の形状、面積、表示方法等について適切な規制・誘導を行う地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■準工業地域</li> <li>■工業地域</li> <li>■工業専用地域</li> </ul>	6 ページ
第4種地域	沿道の商業施設等が立地する地域であり、広告物の形状、面積、表示方法等について適切な規制・誘導を行う地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>□準住居地域</li> <li>□第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のうち、国道・県道の両外側30m以内にある地域</li> </ul>	6 ページ
第5種地域	多様な商業施設等が立地する地域であり、広告需要を踏まえ、広告物の形状、面積、表示方法等について適切な規制・誘導を行う地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>□近隣商業地域</li> <li>□商業地域</li> </ul>	7 ページ
特定区域	本市の景観において特に重要であり、用途地域に基づく地域区分とは別に広告物の形状、面積、表示方法等について適切な規制・誘導を行う地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>□水無川の河川区域から両外側30m以内の区域（近隣商業地域及び商業地域を除く。）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     第1種～第5種地域の基準に加えて独自の基準が適用されます。                 </div>	7 ページ



②この地域区分図は目安として使用してください。

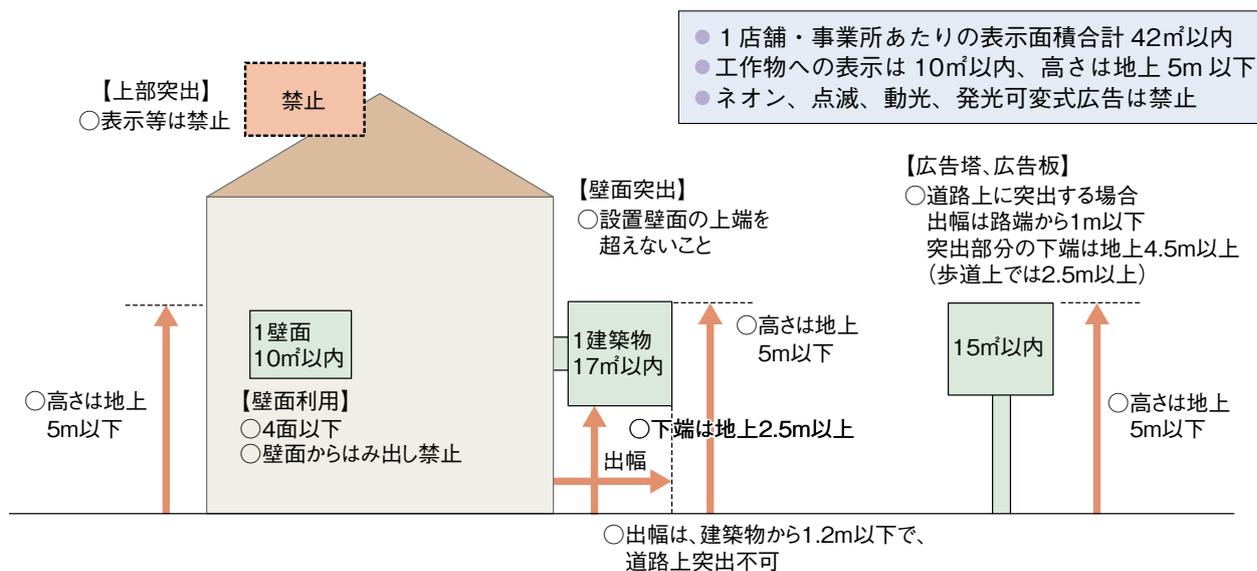
## 1. 第1種地域

用途地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化調整区域*</li> <li>● 第一種低層住居専用地域*</li> <li>● 第二種低層住居専用地域*</li> </ul> <p>* 国道・県道の両外側 30m 以内にある地域を除く。</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 2. 第2種地域

用途地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一種中高層住居専用地域*</li> <li>● 第二種中高層住居専用地域*</li> <li>● 第一種住居地域*</li> <li>● 第二種住居地域*</li> </ul> <p>* 国道・県道の両外側 30m 以内にある地域を除く。</p> <p>● 国道・県道の両外側 30 m 以内にある市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

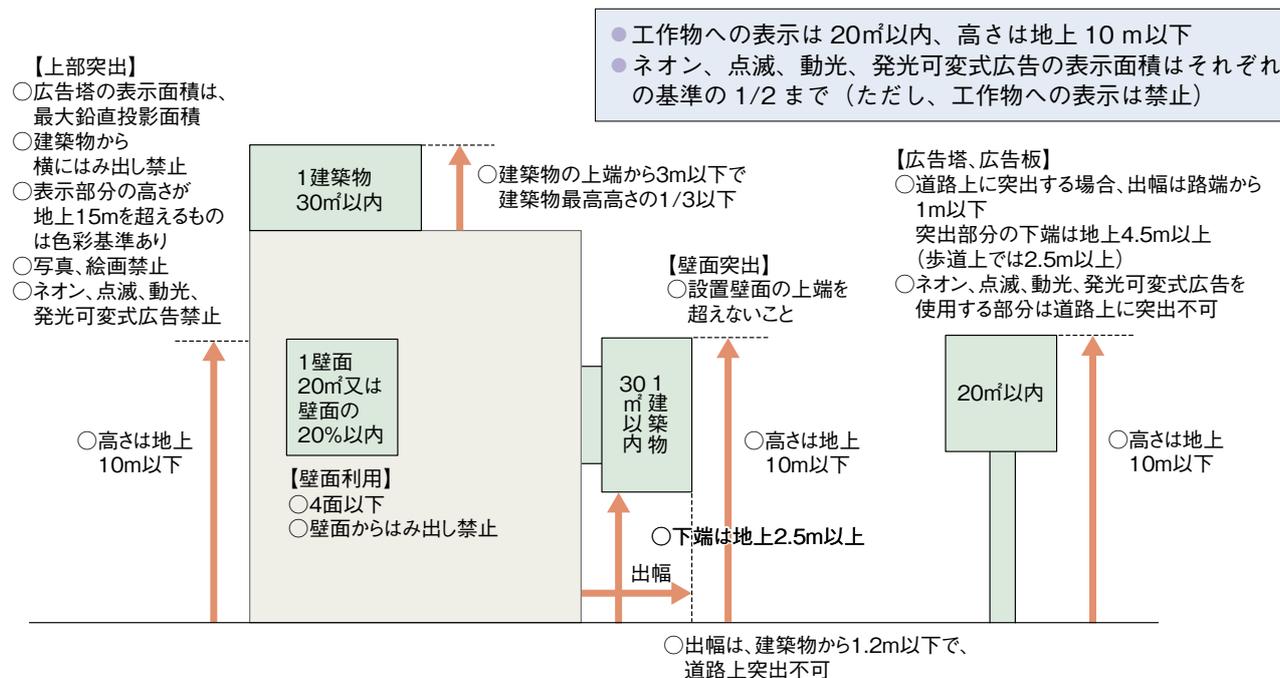


\* 「工作物」とは、元来屋外広告物の表示又は掲出を目的としない煙突や塀のようなもの、設備機器やタンクなどをいいます。

\* 複数の広告塔・広告板の表示内容の統合で一定の概念やイメージを伝達するものは設置できません。

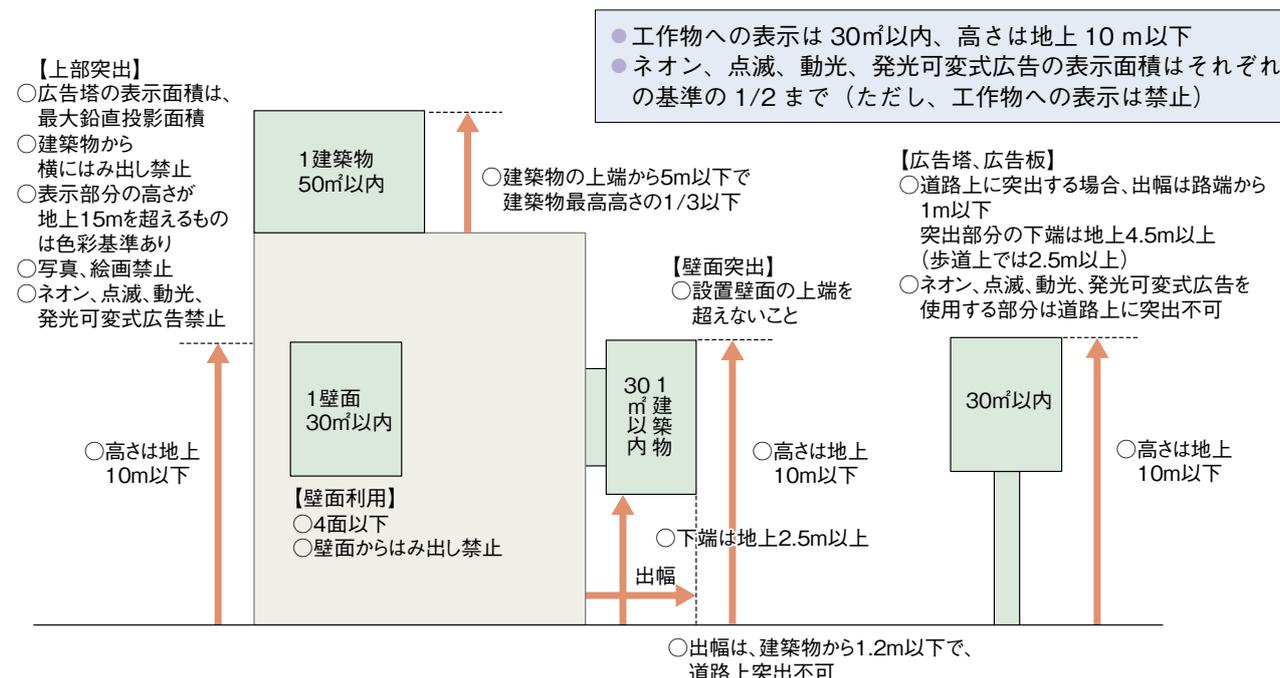
### 3. 第3種地域

用途地域等	● 準工業地域* ● 工業地域* ● 工業専用地域*
	* 国道・県道の両外側 30m 以内にある地域を除く。



### 4. 第4種地域

用途地域等	● 準住居地域
	● 国道・県道の両外側 30 m 以内にある第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域



## 5. 第5種地域

用途地域等	● 近隣商業地域 ● 商業地域
-------	-----------------

### 【上部突出】

- 広告塔の表示面積は、最大鉛直投影面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 表示部分の高さが地上15mを超えるものは色彩基準あり
- 写真、絵画禁止
- ネオン、点滅、動光、発光可変式広告禁止

○ 高さは地上15m以下

1 建築物  
50㎡以内

1 壁面  
30㎡以内

### 【壁面利用】

- 4面以下
- 壁面からはみ出し禁止

- 建築物の上端から5m以下で建築物最高高さの1/3以下

### 【壁面突出】

- 設置壁面の上端を超えないこと
- 高さは地上15m以下

30 1  
㎡ 建  
以 築  
内 物

- 下端は地上2.5m以上（車道上4.5m以上）

出幅

- 出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

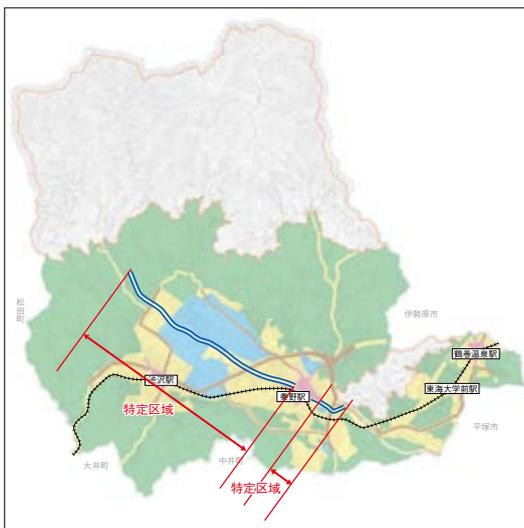
30㎡以内

### 【広告塔、広告板】

- 道路上に突出する場合、出幅は路端から1m以下。突出部分の下端は地上4.5m以上（歩道上では2.5m以上）
- ネオン、点滅、動光、発光可変式広告を使用する部分は道路上に突出不可

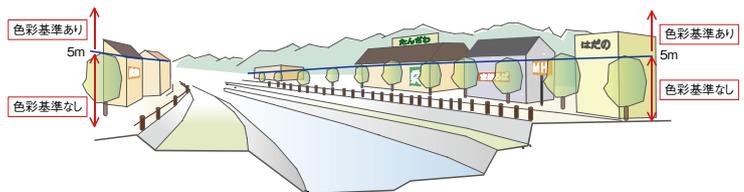
○ 高さは地上10m以下

**【水無川特定区域】** 水無川の両外側 30 m以内の区域（商業地域、近隣商業地域を除く）すべての広告物について、それぞれの地域における基準に加えて独自の基準が適用されます。



- 自己用広告物のみとする（※1）（※3）
- 表示部分の高さが地上5mを超える広告物は、色彩基準あり（※2）（※3）

- ※1 電柱・標識柱を除く。
- ※2 電柱・標識柱は表示部分の高さに関わらず色彩基準あり。
- ※3 電車・自動車を除く。



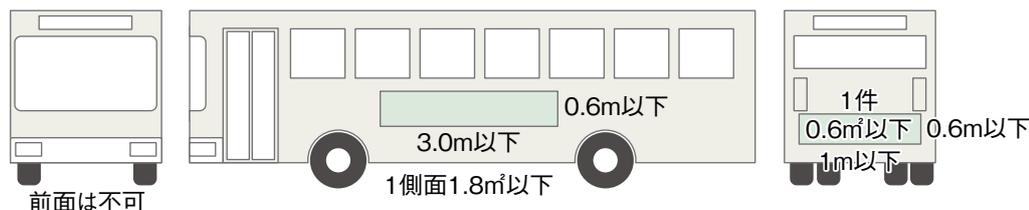
## 6. 電車、自動車を利用するもの

- 表示面積の合計が 4.2㎡を超えるもの（いわゆる「ラッピングバス」など）



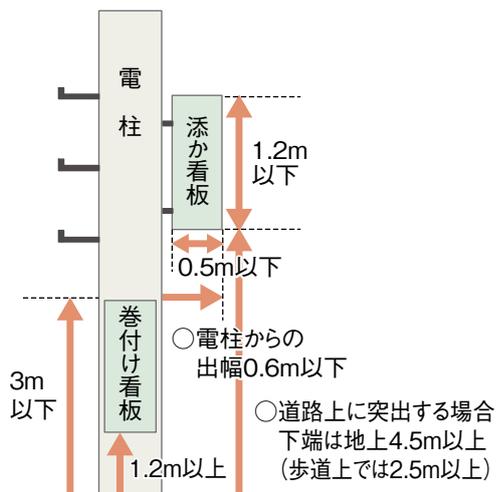
- 電車の表示面積の合計は、外面の面積の 10 分の 1 以下とし、屋根及び底面への表示不可
- すべての車体利用広告について色彩基準あり
- 路線バスにおいては、車体の窓から上部は、広告物の地色 1 色とする
- 車体の窓、ドア等のガラス部分には表示不可
- 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するもの、電光表示装置は不可

- 上記以外のもの



- 一の電車・自動車等について表示面積の合計は 4.2㎡以下

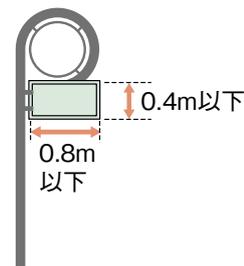
## 7. 電柱を利用するもの



- 巻付け看板又は添か看板に限る（1柱につき、それぞれ1件以内）
- 信号機等が設置されている電柱には表示不可
- 添か看板は、道路の中心線の反対側に向けて表示

## 8. その他の広告物

- アーチ  
車道に設置する場合、下端は地上4.5m以上  
特定の商品名及び商店名は表示不可
- アーケード  
下端は地上2.5m以上、面積は0.5㎡以内  
車道に設置する場合、下端は地上4.5m以上  
特定の商品名は表示不可
- アドバルーン  
最大外形寸法 3 m 以下  
掲揚する場合は、高度45m 以下  
常時 2 人以上の監視人を置く  
広告物は、長さ15m 以下、幅1.5m 以下とし、主綱に緊結する
- 立看板、のぼり旗  
地上3.6m 以下、面積 5 ㎡ 以下
- はり紙、はり札、ポスター  
1 枚 1 ㎡ 以内  
同一のものを連続して表示しない
- 標識柱  
蛍光塗料、発光塗料、反射塗料の使用不可  
一の標識柱につき 1 件

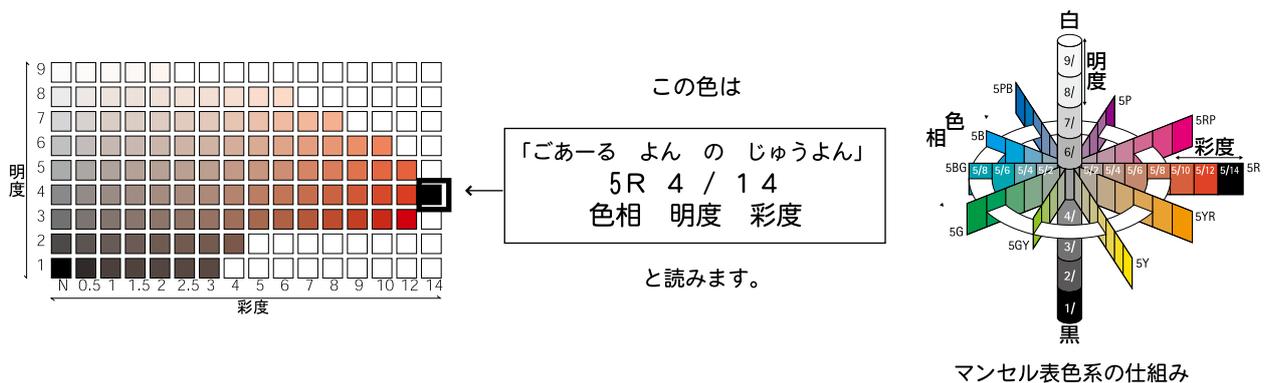


## ● 色彩基準の手引き

### 色彩豆知識

日本工業規格（JIS）による「マンセル表色系」では、色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化し、全ての色彩を表すことができます。

- ・色相…赤R・黄Y・緑G・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10色相です。
- ・明度…色彩の明るさを表します。完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10としています。
- ・彩度…色の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなります。



### 秦野市屋外広告物条例における色彩基準

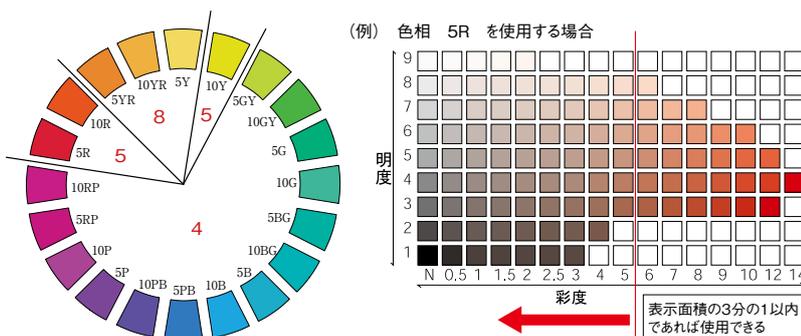
秦野市では、景観法の景観計画「ふるさと秦野生活美観計画」において、本市を取り巻く自然景観を美しく引き立て、建築物等に多く使われてきた色彩などをもとに、建築物の外観（外壁・屋根）の色彩について、基準を設定しています。

屋外広告物の色彩基準については、市街化区域における建築物の外観の色彩の彩度から2度高いものを基準としています。

#### 【共通基準】

- 表示部分の3分の1以内の部分を除き、マンセル表色系における次の色相の区分に応じ、次の彩度であること

色相が YR～5Y（5Y を含む） 8 以下  
 色相が R、5Y～10Y（5Y を含まない） 5 以下  
 その他の色相 4 以下



#### コラム

#### ■ 色彩基準に適合させるには

- HADANO** 色彩基準に適合しないデザイン
- HADANO** 背景色の彩度を下げる
- HADANO** 文字色と背景色を反転させる
- HADANO** 高彩度の使用を3分の1以内にする